

事務連絡  
令和3年3月18日

各都道府県

新型コロナウイルス感染症対策担当部局 宛

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

新型コロナウイルス感染症緊急事態の終了等について

新型コロナウイルス感染症対策に関して、本日、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、全ての都道府県が緊急事態措置を実施すべき区域に該当しないこととなったため、緊急事態措置を実施すべき期間とされている3月21日をもって緊急事態措置を終了することとされました。

また、同日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）が変更されましたので、別紙1及び2のとおりお知らせします。

なお、本日開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、基本的対処方針等諮問委員会会長から「医療・公衆衛生に支障をきたす感染再拡大（リバウンド）の防止のために」（別紙3）が提出されるとともに、「緊急事態宣言解除後の新型コロナウイルス感染症への対応」（別紙4・5）が決定いたしましたのでお知らせします。

各都道府県におかれましては、基本的対処方針に基づき新型コロナウイルス感染症対策を着実に実施していただくとともに、管内市町村及び指定地方公共機関への周知を図る等の対応をお願いします。

併せて、緊急事態の終了に伴い、市町村対策本部を遅滞なく廃止いただくよう、市町村に対してその旨周知をお願いいたします。なお、特措法に基づかない市町村対策本部として引き続き設置することは妨げられません。

（別紙1）新型コロナウイルス感染症緊急事態の終了

（別紙2）新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

令和2年3月28日（令和3年3月18日変更）

（別紙3）医療・公衆衛生に支障をきたす感染再拡大（リバウンド）の防止のために

（別紙4）緊急事態宣言解除後の新型コロナウイルス感染症への対応（概要）

（別紙5）緊急事態宣言解除後の新型コロナウイルス感染症への対応

（連絡先）

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

企画第2担当 松浦・高橋・石田・廣瀬・山野・鈴木・矢部

直通 03 (6257) 3086

e-mail g.sinngatainnfuru.taisaku001@cas.go.jp